

## ロゴマーク使用にあたっての遵守事項

三木市制70周年記念ロゴマークは、市制70周年のPRに幅広く活用いただくため、市民、企業、各種団体などどなたでも無料で使用できます。使用にあたり申請等は不要ですので、各自でダウンロードしてください。ロゴマークを使用するにあたっては、以下の事項を遵守してください。

### 1 使用にあたっての遵守事項

- (1) 個人・企業・団体を問わず、自由に使用いただけます。
- (2) 以下の条件をすべて満たす場合、使用できます。
  - ・本市の信用や品位を損なう、又は損なう恐れがないこと
  - ・自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと
  - ・法令または公序良俗に反するおそれがないこと
  - ・暴力団による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になる恐れがないこと
  - ・特定の政治又は宗教活動を助長する恐れがないこと
- (3) 取得したデータの第三者への転売又は譲渡はできません。
- (4) 記念ロゴマークを使用した物品等の商標登録はできません。
- (5) 記念ロゴマークの著作権は三木市に帰属します。

### 2 ロゴマーク使用マニュアル

ロゴマークは「三木市制70周年記念ロゴマーク使用マニュアル」に沿ってご使用ください。

### 3 使用者の責任

- (1) 市は、使用者が遵守事項に違反してロゴマークを使用していると認めた場合、使用の差し止めその他の必要な指示等を行います。
- (2) 市はロゴマークの使用に関して使用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負いません。
- (3) 市は使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、一切の責任を負いません。使用者の責任で必要な措置を行ってください。

#### 4 使用期限

ロゴマークの使用期限は、令和7年3月31日とします。